

写

徳労発基 0919 第 1 号
令和 6 年 9 月 19 日

徳島地方最低賃金審議会
会長 段野 聡子 殿

徳島労働局長 竹中 郁子

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(諮問)

標記について、セブンイレブン徳島南昭和町 5 丁目店・勝浦川橋店及び徳島県労働組合総連合から、別添のとおり最低賃金法第 11 条第 2 項に基づく異議の申出があったので、貴審議会の意見を求める。